

令和8年6月会議

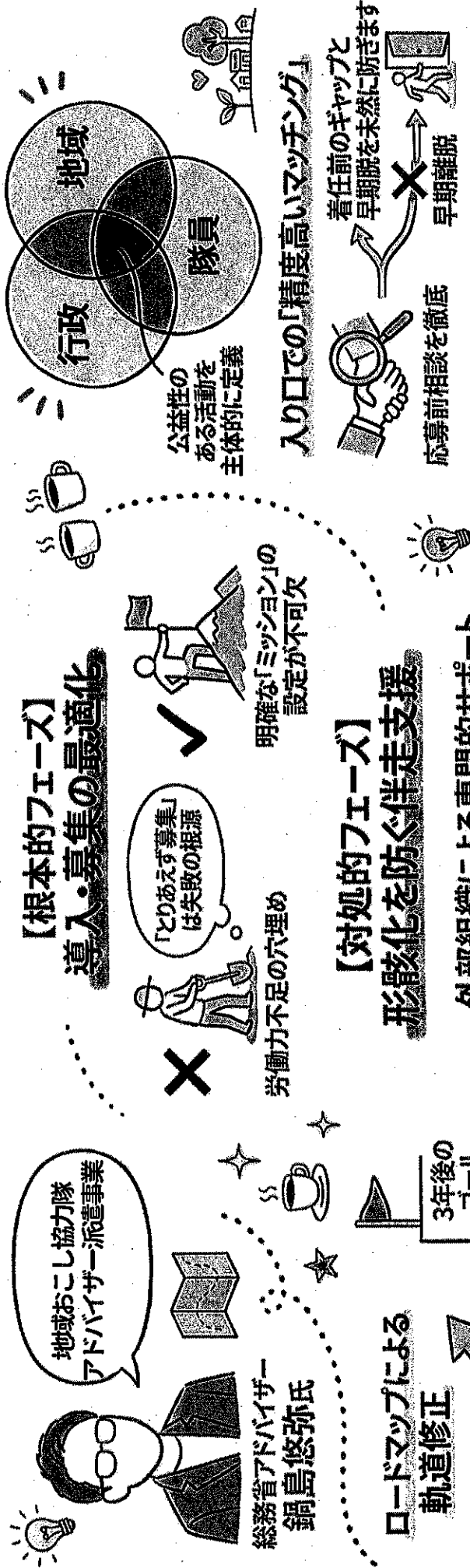
一般質問 参考資料

表具 弘 議員

令和8年度 かつらぎ町地域おこし協力隊事業について

地域課題解決と隊員の自己実現を両立させるための指針

三方よし(行政・地域・隊員)の追求



地域おこし協力隊 受入サポート事業業務委託

- 目的：協力隊の円滑な受入れ及び活動支援体制の構築
- 主な委託業務
 - ・ 制度説明会の開催 (年1回：職員・受入団体・住民)
 - ・ 募集業務の伴走支援
 - ・ 受入団体等との地域調整 (ワークショップ等)
 - ・ 募集要項作成の伴走支援
 - ・ 広報活動支援 (イベント出展、SNS広告等)
 - ・ 選考プロセスの伴走支援 (選考時の助言・指導)

(まちづくり推進課提供資料)

比較項目	現行 (令和7年度まで)	令和8年度からの新制度
月額報酬	20万円 (一律)	22万円~ (活動の専門性に応じ上限29万円まで柔軟化)
契約形態	報償費 (謝礼的性質)	委託料 (業務委託型・個人事業主)
選考プロセス	書類・面接審査	応募前相談 + 3年間の活動ロードマップ提示

県内地域おこし協力隊の情報

月額報酬・雇用形態・特記事項

あなたは、どの自治体に興味ありますか

支援内容例

報酬額① 月額266,000円

和歌山県 委託型

月16日勤務(目安) 本業に支障のない範囲で副業可能。国保・国民年金は自己負担。家賃補助あり(最大2.7万円)

報酬額② 月額245,000円

那智勝浦町 雇用なし

報償費として支給。町との直接の雇用関係はなし。別途、年間最大157万円の活動費あり。

報酬額③ 月額245,000~259,900円

橋本市 委託型(雇用なし)

市との直接の雇用関係を持たない「業務委託契約」。活動内容(ミッション)や年度(2年目以降)によって上限額に変動あり。

報酬額④ 月額208,258円

紀の川市 会計年度任用職員

社会保険完備。
「期末・勤勉手当(ボーナス2回)」



報酬額⑤ 日額12,000円

高野町 インターン型

2週間~3カ月のインターン枠の事例。
活動日数に応じた報償費支給。
社会保険なし。

報酬額⑥ 月額177,000円

古座川町 会計年度任用職員

「賞与(ボーナス)あり」「通勤手当あり」社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)完備。
業務に支障がなければ兼業可。

報酬額⑦ 月額230,000円

九度山町 会計年度任用職員

週37時間30分勤務。社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)に加入。但し、期末・勤勉手当(ボーナス)は「支給なし」。相談により副業可。

報酬額⑧ 月額220,000円

かつらぎ町 委託型

活動時間・月120時間程度。国保・国民年金は自己負担。家賃補助月3万円 活動用車両補助自己所有:月3.2万円 リース車両:実費相当分 本業に支障が無ければ副業可能。

詳細は各自治体へ

認定新規就農者支援への主な支援策

SUPPORT GUIDE

あなたの農業への第一歩を応援します

支援内容一覧

支援① 最大165万円/年

経営開始資金

経営が不安定な就農初期の生活・経営を支えるための資金(年間最大165万円を最長3年間交付)

支援② 上限1,000万円

経営発展支援事業

就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入費用を国と都道府県が一部を補助(経営開始資金と併用の場合は上限500万円)

条件 年齢制限や前年の所得制限あり

対象者条件

認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた人)

受付中 平日9:00-17:00

相談窓口

専門相談員が丁寧にご案内。お気軽にご相談ください。



支援③ 融資限度額3,700万円

青年等就農資金

施設・機械の購入、家畜の購入などに使える無利子の公庫融資(償還期間17年以内)

支援④ 「仕組み」の優遇

その他の重要メリット

農業経営基盤強化準備金制度(税制優遇制度)
個人は必要経費、法人の場合は損金に算入。

手続き 窓口・オンライン

認定から活用まで

1. 青年等就農計画の作成(市町村に相談)
2. 市町村による審査・認定=認定新規就農者に
3. 上記各種補助金・無利子融資の申請・活用へ

TEL XXX-XX-XXXX

連絡先

市町村の担当課へお問合せ下さい

お問い合わせ

集落支援員について

集落支援員

地域の实情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれぞれで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額・専任※ **445万円** ・兼任 **40万円**

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

○対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費

③集落における話し合いの実施に要する経費

④地域の实情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

